

令和3年6月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年6月8日（火）午後2時30分～午後3時20分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	11	岡村 猛	18	福留 宣彦
3	伊与田 真哉	12	伊勢脇精藏	19	畠中 温喜
5	加用 雅啓	13	土居 忠栄		
7	谷崎 容子	14	清水 優志		
8	遠地 美千代	15	正木 卓夫		
9	山本 官	16	岡崎 誠		
10	芝 順子	17	尾崎 征洋		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	7	井上 文一
4	岡本 尚子	8	竹村 光一
5	宮地 秀之		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	4	井上 靖好	6	安藤 久徳

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	岡本 ほのか
係長	柴 秀樹	主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸
係長 (西土佐地域担当)	田中 邦典		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（1番～4番）
 第2号議案 非農地証明書の交付について（1番～2番）
 第3号議案 農用地利用集積計画（案）について（1番～2番）
 第4号議案 農用地利用配分計画（案）について（1番）

報告事項
 その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和3年6月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員、山口 昇彦 委員より欠席の届出がありました。
以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号7番 谷崎 容子 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 竹島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴10年の47歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴38年の父と、農作業歴36年の母と、農作業歴15年の弟の4人となっております。農機具につきましては、軽トラック、スピードスプレーヤーを所有しているとのことです。申請地は自宅から約15分の距離となっております。耕作面積は665アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は譲渡人と譲受人の父との間で貸借の設定を行っていた土地であり、これまでも譲受人が家族で耕作していましたが、貸借を解約し、今回、所有権移転することに至ったものです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 蕨岡 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴49年の69歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴32年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は66アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っており

ます。

また、申請地は現在果樹が植わっていますが、取得後は一部を切って、他の果樹や、野菜を耕作していくとのことです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3、番号4につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、大字 川登 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦42年の62歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。耕作面積は48アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後は埋め立てを行い、果樹を耕作していくとのことです。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

譲受人は、竹島地区の国営農地の畑の団地でございます。造成直後から柑橘、温州、それから小夏、文旦、6.65ヘクタールと県内でも有数の大規模農家になると思います。平成14年から親父さんが植栽して、竹島でも最初の方からだんだんと規模を増やした農家の長男坊です。弟も竹島に住所、本人は安並の方でアパートです。本籍は須崎の方です。須崎で、親父さんの代から小夏を主体にした柑橘農家。それから現在は須崎の方でも作っておりますが、竹島、それから出口、大月にも何ヘクタールか所有をしているようですが、そっちの方の植栽状況は分かりません。今回の該当地はちょうど私の梨園の隣でありまして、譲受人と譲渡人の土地の貸借が今回売買という状況になっております。熱心な、有望というよりも完成した専業農家です。売買についても何ら問題はありません。

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。

続きまして、東山地区の尾崎委員にもお聞きしたいと思います。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。1番についての意見を言わせていただきます。今、下田地区の畠中委員が全部言ってくれましたので、詳しいことはもう省略しておきます。本人にも聞いたところによると今からまだまだやりたいという話ですので3条許可については適当と考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

場所につきましては、あぐりっこの近くだと思うんですが、特に問題は無いと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

議席番号7番、蕨岡地区担当の谷崎です。先月、5月25日、申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は畑で、主に柿の木が植わっており、ヤマモモの木も見えておりました。譲受人は主に水稻を耕作しており、今回取得しようとする農地については、譲受人の家のすぐ下の畑ということで、この柿の木を少し残して整備をし、他の果樹を植えたり、また、野菜等も植える予定だそうです。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。下限面積の要件もクリアしております。

以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員の東委員は本日欠席でございますので、推進委員の意見は省略いたします。

◆議 長（福留会長）

「3番、4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当）

議席番号3番、伊与田です。先月の23日に武井推進委員と同行して当該申請地の状況を見に行きました。申請地は5年から10年は耕作放棄地のような状況で、周辺に農地はありません。翌日の24日の午前中、譲受人と会いまして、譲受人は建設業も営んでおられて、いずれ売買をして、舟木川という川を挟んでかなり土地が低いところがあるので、残土等で土地を嵩上げして果樹を植えるような構想を持っております。周りにも農地は全くありませんので周りに与える影響は全くありません。大家ヤシキ、神ノ原とありますが両隣で同じ場所なので何ら問題ないと思います。農地法の3条にも問題なく土地の申請に関しては適当と思われれます。

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。

続きまして武井推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

はい。2区の武井です。伊与田委員からの説明がありました。5月23日に同行させていただきました。そしてまた譲受人ともお会いして色々とお話しをと思っていたんですが、たまたまその日は不在でしたので、翌日伊与田委員が色々お聞きし、私の方に詳しく連絡をいただきました。現場を確認したところによりますと、先ほど説明もありましたように、長年放置された湿地帯というか、大変な状況の土地ではありますが、残土を埋めてだんだんと果樹園にしたいという構想をお持ちのようでございます。これが出来上がると見違えるような農地に変化するという風を感じております。以上でございます。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は3ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 古津賀 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、5月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの1ページ及び2ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、5月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、具同地区担当の正木委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。1番の申請地についてご報告いたします。5月28日、農業委員会関係者並びに申請関係者等で現地確認を行いました。申請の土地については写真のように2、3メートルくらい埋め立てられて放棄されて現在に至っているようです。農地としてこの先復元は困難と思います。以上のことから非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当の正木です。この写真で見るとおり、事務所的なものと敷地にはコンクリートで施しということで、農地に復元できる状態ではございません。非農地として適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。なお、1番については岡本推進委員の親族に係る案件ですので、岡本推進委員は退室をお願いします。採決は1、2番を分けて行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

～～～ 岡本委員退室 ～～～

◆議 長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。

議案書は4ページ、農用地利用集積計画書（案）は5ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は中筋地区において、水稻を栽培している認定農家です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの5ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定です。貸借借期間は令和3年6月8日から令和13年6月7日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることとの各要件を満たしております。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。1番ですが、土地の状況は、借受人の所有地の隣でございまして、借受人は認定農業者で適任だと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

担当地区推進委員からの意見は省略とします。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、1番について採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、1番の農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◆議 長（福留会長）

岡本推進委員は入室してください。

～～～ 岡本委員入室 ～～～

◆議 長（福留会長）

続きまして2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局

続きまして2番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は4ページ、農用地利用集積計画書（案）は5ページになります。

それでは2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は貸付地により令和3年6月8日から令和13年4月6日までとなっております。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「2番の関係委員」をお願いします。まず、清水委員からお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。2 番ですが、中間管理機構に貸し付けるという案件で問題はありません。土地の現況ですが、土地改良された土地で問題はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、議席番号 16 番、中村地区担当の岡崎委員にもお聞きしたいと思います。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区）

議席番号 16 番、中村地区担当の岡崎です。この貸付人は以前にも同様の件がありました。今回も同じようにお願いしたということで問題は全くないと思います。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4 区の岡本です。清水委員の意見に同じでございます。

◆議 長（福留会長）

続きまして、中村・具同・東山地区担当の宮地推進委員、お願いいたします。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題は無いと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 3 号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、2 番の採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、2番の農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、6ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の7ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。

場所は議案書記載のとおりです。1番、右側の貸付先ですが、四万十市具同の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、議案書8ページの借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。まず、中筋・東中筋地区担当の清水委員からお聞きしたいと思います。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。事務局の説明のとおりで別に問題は無いと思います。

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。続きまして、中村地区の岡崎委員をお願いいたします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

議席番号16番、中村地区担当の岡崎です。出し手について、「以前からこのようなことをお願いしているので、今回もお願いした」ということですから、全く問題無いと思われま

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。最後に、具同地区の正木委員、お願いいたします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15 番、具同地区担当の正木です。借受人については、地域の担い手農家でございます。他にもこういう賃貸の土地をかなりやっている農業者でございます。問題ございません。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？中筋・東中筋地区の岡本推進委員、お願いします。

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4 区の岡本です。清水委員のご意見に問題ございません。

◆議 長（福留会長）

続きまして、宮地推進委員、ご意見をお願いします。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

自分自身も何度か電話したんですが、直接お話しは出来てないんですが、正木さんが言うことで問題無いと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 4 号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

報告事項 非農地証明書の交付について説明いたします。議案書と一緒に送付しておりました資料をご覧ください。前回の総会終了後にお話しさせていただきました、会長専決による非農地証明の件となっております。

番号1。土地の表示は、大字 森沢 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、5月18日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、東中筋地区担当の清水委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、5月18日付けで会長専決による非農地証明書を交付いたしましたことを報告いたします。

今回会長専決に至った経過としましては、当該地はもともと農用地区域に入っており、非農地証明よりも先に農用地区域からの除外が必要だったため、除外の手続きを進めておりましたが、事務処理の都合上、大幅に遅延し、手続き完了までにかかなり時間がかかってしまったことから、申請者が後に行う住宅建築の際、関連する補助金等の受け取りに大きな不利益が生じる可能性があるため、5月中の証明交付に至ったものです。

今回のようなケースを踏まえ、緊急に処理を要する場合に対応できるよう、他団体の規定を参考にしながら、今年度中に本市の規定等も見直しを行なっていきたいと考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

関係委員から意見などはございませんか？

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、東中筋・中筋担当の清水です。5月18日、会長、事務局、願人の代理人と現地確認を行いました。当該地は、平成11年度農業集落排水事業により、残土で埋め立てたもので人為的に転用されてから15年以上経過しております。また、南側の隣地も同じ理由で昨年11月総会にて承認されており、今回の証明についても適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。

引き続き、事務局より報告事項がございますので、お願いいたします。

○事務局

形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しておりました、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。

変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号1。土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、埋め立てをしてブシュカンを植えるためとのことです。変更期間は、令和3年5月1日から令和3年9月30日となっております。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、その他 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは皆さんお手元に本日配布をしております資料の中で、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」という二つの資料をまとめたものを机の上に置いております。議案書のご案内を送付した際に、事前の分ということで先にお送りしていた分もございましたが、その時の分が未定稿ということで、今回正式版ということで配らせていただいておりますので、そちらをご覧くださいという風に思います。毎年6月の会でご報告させていただいて、皆さんの了解をもらって、市の農業委員会のHPで公表させていただいておりますので、概略につきましては説明させていただきます。

まず、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ということで説明をさせていただきたいと思います。別紙様式2の方です。簡単に説明させていただきます。かいつまんで要点だけ説明させていただきます。様式の2でございますが、昨年度の目標について活動を行っていた結果を記載しています。最初の1ページ目でございますが、数字がずらっと入っておりますが、これは市内全域の農地の関係でございますとか、農家の戸数でありますとか、認定農業者を含め担い手となる農業者の方々の人数とか、うちの農業委員会の体制の関係、これは昨年度の状況でございます、改選前の状況の数字が入っております。数字につきましては、農地関係はセンサスの数字等を使わせていただいております。

ご覧いただいて確認いただければという風に思います。それを見ていただきましたら、次めくっていただきましたら2ページ目になります。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」の関係が載っております。昨年1年間でこれだけの面積が集約されましたよという数字が入っております。単年度で見ましたら、昨年度1年間目標としていた面積、毎年25ヘクタールを目標としていたのでございますけど、結果的に15.3ヘクタールということで6割ちょっとの達成状況というようなことで数字が埋まっております。これは農業委員さん、推進委員さん、1年間色々な場面で頑張っていたいて出てきた数字ということでもありますので、ご覧いただければという風に思います。

続いて、「3 目標の達成に向けた活動」の関係ですけれども、担い手の掘り起こし、担い手の地域内での農地利用について、活動の推進とか、人・農地プランの実質化ですとかに向けた活動について記載させていただいております。それ以降の3ページ目以降につきましては、続いて説明します、令和3年度の目標の関係で触れますので、重複するので説明の方をこれで終わります。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」の説明については以上です。

引き続きまして、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」をご覧くださいと思います。1ページ目に「1 農業委員会の状況」ということで同じような内容の数字が入っておりますが、農業委員会の体制の関係につきましては、今回4月に皆さん改選となった後の状況が入ったものでございます。総人数的には変わりはありません。状況をここに書いております。

めくっていただきましたら2ページ目、同じように「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についての目標の数字を書かせていただいております。「2 3年度の目標及び活動計画」について目標とする集積面積でございますが、過去3年間の実績等を平均させていただいたものを参考に今年度は目標値を20ヘクタールということで、数字としてあげさせていただいております。併せて、昨年度からの継続の活動としまして、人・農地プランの実質化につきましても引き続き記載させていただいております。

それで、下の3番目でございますが、「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ということで過去3年間の実績がですね、平成30年度が2経営体、令和元年度が3経営体、令和2年度が5経営体ということになっておりました。毎年新規参入の方々の目標経営体としては5経営体ということであげさせていただいております。

ますが、1人辺り20アールを目標に、5経営体で1ヘクタールを目標の数字ということで入れさせていただいておりますが、これは昨年と同じ数字であげさせていただいております。

それから、3ページ目の関係になります。遊休農地の関係でございますが、上から2番目の「2 令和3年度の目標及び活動計画」の解消目標面積ということになるんですけど、なかなか遊休農地の関係は解消すると言いましても簡単な問題ではございません。解消が困難な農地が今まで残ってきておりますので、今からもなかなか大きな解消は難しいというのは皆さんもお分かりのことかとは思いますが、昨年まで目標の面積1ヘクタールをあげさせていただいておりますので、今回についても1ヘクタールを目標面積ということであげさせていただいております。大まかな説明ではございますが、これの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局

補足的な追加説明でございますけど、新規参入で今新たに5経営体で1ヘクタールという目標にさせていただいておりますが、通常の農地取得のパターンでいきますと下限面積30アールでございますので、いわゆる20アールってなぜかというところでございますが、担い手農家ということで経営基盤強化促進法を使った農地利用集積とかを利用していただいている面積ということであげさせていただいておりますので、その辺ご了解をいただきたいと思っております。以上です。

◆議長（福留会長）

ただ今事務局から「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明がございましたが、ご意見がある方は、ご質問をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

無いようでしたら私の方からお聞きしたいことがあるんですが、今現在四万十市の管内の農地面積というのは、2,141ヘクタールですか。

○事務局

これは高知県のHPの方で公表している耕地面積です。作付面積統計というのが出ておりまして、そこへ市町村別の面積が出ております。それを引用させていただいております。

◆議長（福留会長）

分かりました。それで、2,141ヘクタールある中で、遊休農地、耕作放棄地ですね、それが67.4ヘクタールということですか。

○事務局

はい。今までの積み上げで把握している部分がそのような面積となっております。

◆議長（福留会長）

四万十市の遊休農地が67.4ヘクタールあるということですね。

○事務局

はい。

◆議 長（福留会長）

分かりました。これはよく聞かれますので。ありがとうございました。

◆議 長（福留会長）

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 6 月 8 日

議 長 福留宣彦

署名委員 加用雅啓

署名委員 谷崎容子